

重要事項説明書

あなたに対する介護老人福祉施設サービスの提供にあたり、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1,事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 ゆいの里
所在地	長野県飯田市龍江7159番地1
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 大原 泰一
電話番号	0265-27-4600
FAX番号	0265-27-4606

2,ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム ゆい
施設の所在地	長野県飯田市龍江7159番地1
都道府県知事指定番号	2070500398
施設長の氏名	池田克文
電話番号	0265-27-4600
FAX番号	0265-27-4606

3,ご利用施設で併せて実施する事業

事業の種類	長野県知事の事業者指定		利用定員	飯田市基準該当サービス
	指定年月日	指定番号		
地域密着型通所介護	平成30年4月1日	長野県知事2070500489	18人	該当
短期入所生活介護	平成20年4月1日	長野県知事2070500398	14人	該当

4,施設の目的と運営方針

施設の目的	この施設は、介護保険法の定めるところにより、加齢による心身の変化に起因する疾病等により要介護の状態になった方に対して施設サービスを提供することを目的とします。
運営の理念	①ご利用者一人一人の生き方やその人らしさを大切にします。 ②ご利用者と職員が対等に付き合いお互いのプライバシーや人権を守ります。 ③高齢者も含め、どんな障害があっても社会の一員として文化的に生活できるようみんなで支え合います。 以上の理念を基本に運営します。

5.施設の概要

介護老人福祉施設ゆい

敷地面積		4,893m ²
建物	構造	鉄筋コンクリート造一部地階三階建て(耐火建築)
	延べ床面積	3,078.105m ²
	利用定員	長期利用 58名 ショートステイ 14名

(1)居室

居室の種類	部屋数	面積	1人あたり面積
1人部屋	14室	219.76m ²	15.7m ²
2人部屋	25室	595.77m ²	11.9m ²
4人部屋	2室	93.24m ²	11.7m ²

(2)主な設備

設備の種類	数	面積	特色
食堂及び機能訓練室	2室	495.43m ²	1人あたり7.08m ²
一般浴室	2室	76.22m ²	ひのき風呂・温泉
機械浴室	2台		リフト浴・機械浴
医務室・各階介護員室	1室	30.51m ²	
静養室	1室	15.7m ²	
洗面所			各居室に設備
便所	20箇所		・ウォシュレット
			・暖房便座
			・センサーでの自動点消灯
談話コーナー	1室	12.71m ²	
喫茶コーナー	2室	7.40m ²	
サロン	3室		

6,職員体制

従業者の職種	人員	区分						保有資格
		常勤		非常勤		常勤換算後の人員	指定基準	
		専従	兼務	専従	兼務			
施設長	1	1				1	1	介護福祉士、介護支援専門員 社会福祉施設長資格認定
医師	2			2		0.1		医師免許
生活相談員	2	1	1			1.9	1	社会福祉士・介護福祉士
介護職員	32	24	2	9	1	30.7	24	介護福祉士23人
看護職員	5	3		2		4.3		社会福祉主事1人
								看護師2人 准看護師2人
								介護支援専門員2人
								介護職員初任者研修修了者4人
							調理師免許2人 保育士 2人	
機能訓練指導担当	1		1			1	1	看護師免許取得1人
介護支援専門員	2		2			1	1	介護支援専門員2人
管理栄養士	1	1				1	1	管理栄養士免許1人
調理員	9	7		2		7.93		管理栄養士2名 調理師免許4人 ヘルパー2級2人
事務員	2			2		1.5	1	介護福祉士1人

7,職員の勤務体制

従業者の種類	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間(8:30~17:15)常勤で勤務	1月9休
生活相談員	正規の勤務時間(8:30~17:15)常勤で勤務	1月9休
介護職員	・早出(6:00~14:45)	1月9休
	・平常勤務(8:30~17:15)	
	・遅出(13:15~22:00)	
	・夜勤(15:45~0:30)	
	・明け(0:15~9:00)	
看護職員	正規の勤務時間(8:30~17:15)常勤で勤務	1月9休
	夜間は交替で自宅待機を行い、緊急時に備えます	
介護支援専門員	正規の勤務時間(8:30~17:15)常勤で勤務	1月9休
医師	週1日(火曜日)9:30~12:00まで勤務します。	
管理栄養士	正規の勤務時間(8:30~17:15)常勤で勤務	1月9休
調理員	・早出(6:00~14:45)	1月9休
	・平常勤務(8:30~17:15)	
	・遅出(11:00~19:45)	
事務	正規の勤務時間(8:30~17:15)常勤で勤務	1月9休

8,施設サービスの利用料

別紙「介護度別新料金表」参照	
入院又は外泊時の居住費	<p>①入院又は外泊時、6日間は入院・外泊時加算を算定いたします。</p> <p>②7日目以降は居室確保費として、一日当たり特養多床室(第4段階)基準費用日額を算定させていただきます。</p> <p>③短期入所サービス(ショートステイ)提供のために居室を使用する期間は上記①②の算定は行いません。</p>

9,苦情申立窓口

<p>当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、お気軽にご相談下さい。責任を持って調査、改善をさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 小澤絵美(生活相談員)・伊藤正(ショートステイ相談員) ・解決責任者 池田克文(管理者)、その他各市町村の介護保険係及び長野県国民健康保健団体連合会(026-238-1580)があります。 ・電話番号 0265-27-4600 ・利用者処遇改善相談員(第三者委員) 稲垣ふみ代(0265-27-2758)、大原とよ子(0265-27-3000) <p>他に飯田市から委嘱された介護相談員が2名います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス110番・下伊那地方事務所福祉課(0265-53-0410)
--

10,協力医療機関

医療機関の名称	健和会病院
院長名	塚平 俊之
所在地	飯田市鼎中平1936番地
電話番号	0265-23-3115
診療科目	内科、外科、消化器外科、循環器科、神経内科、眼科、呼吸器科 呼吸器外科、肛門科、放射線科、麻酔科、小児科、泌尿器科 リハビリテーション科、整形外科、形成外科
入院設備	ベッド数150床
緊急指定の有無	有り
契約の概要	月2回(隔週)で医師が回診するようになっており、ご利用者の通常の健康管理は勿論のこと、急変の事態には緊急往診及び緊急入院体制を整えています。

11,協力歯科医療機関

医療機関の名称	JAみなみ信州歯科診療所
院長名	代表 矢澤輝海
所在地	飯田市鼎東鼎281
電話番号	0265-21-4490
入院設備	無し

12,非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「介護老人福祉施設ゆい消防計画」にのっとり対応を行います。				
近隣との協力関係	龍江3区自治会と近隣防災協定を結び、非常時の相互の応援を約束しています。				
平常時の訓練	別途定める「介護老人福祉施設ゆい消防計画」「土砂災害に関する避難確保計画書」にのっとり、年2回夜間及び昼間を想定した非難訓練を実施します。				
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等	
	スプリンクラー	全館設置	誘導灯	16箇所	
	非難用滑り台	1箇所	ガス漏れ警報機	あり	
	自動火災報知器	あり	漏電火災報知器	あり	
	屋内消火栓設備	10箇所	非常通報装置	あり	
	非常警報設備	あり	非難階段	あり	
	カーテン・カーペット等は防災性能のあるものを使用しております。				
消防計画書	飯田広域消防への届出日 2012年7月9日				
	防火管理者 池田 克文				

13,当施設ご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	・面会時間 夜9時まででしたらいつでも構いません。
	・受付窓口にて「受付用紙」にご記入下さい。
	・ご来訪者の為の宿泊設備はございませんが、近隣のホテルをご
	紹介させていただきます。
外出・外泊	・外出、外泊の際は「外出・外泊届」を4日前までにご提出ください。
個室料金について	・都合により、個室をご利用いただく場合は個室料金を申し受ける場合がございます。
居室・設備・器具の利用	・施設内の居室や設備、器具は本来の使用方法によりご利用ください。
	これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくこともあります。
喫煙・飲酒	・決められた場所での喫煙は自由です。
	・お酒類はご自分でご用意いただき夕食時にお召し上がりください。
迷惑行為等	・騒音等其他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
所持品の管理	・当施設でも行いますが、ご面会の際、所持品の整理整頓をされご確認下さい。
嘱託医以外への医療機関への受診	・必ず当施設の看護師にご相談ください。
現金等の管理	・基本的には現金等をお預かりいたしません。現金必要時は一旦事務所で立替えさせていただき、利用料金に合わせて請求させていただきます。
宗教活動・政治活動	・施設内での他のご利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	・施設内へのペットの持ち込み及び飼育は出来ません。

特別養護老人ホーム ゆい

介護度別料金表

A 介護保険給付対象サービス（1日あたり）

令和6年8月1日～

料金内容	説明	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費	施設サービスに係る利用料（多床室）	589	659	732	802	871
	施設サービスに係る利用料（個室）	589	659	732	802	871
日常生活継続支援加算	要介護度4・5の方が70%以上、又は認知症の方65%以上。又は喀痰吸引等医療行為の必要な方15%以上	36（1日につき）				
看護体制加算（Ⅰ）口	常勤看護師1名以上配置されている	4（1日につき）				
看護体制加算（Ⅱ）口	看護職員による病院との連絡体制が24時間とれ、基準より1名以上多く看護職員がいる（ゆいは3名）	8（1日につき）				
夜勤職員配置加算（Ⅲ）口	夜勤を行う介護職員の数が、最低基準を1人以上上回っている。	16（1日につき）				
科学的介護推進体制加算	入所者の心身等に係る基本的な情報を厚労省に提出し、提供するために必要な情報を活用している。	50（1月につき）				
栄養マネジメント強化加算	栄養状態を把握し他職種と共同して栄養ケア計画を作成している。	11（1日につき）				
協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している。	100（1月につき）※1				
初期加算	新規入所日より30日間加算 30日を超える入院後再入居した場合も同様です。	30（1日につき）				
安全対策体制加算	安全対策を実施する体制が整備されている	20（入所時1回を限度）				
療養食加算	管理栄養士により年齢・心身状況に適した栄養管理が行われている。	6（1回につき）				
入院・外泊時加算	外泊、又は入院時の居室確保のための加算。1月に6日、月をまたぐ場合は最大12日間算定。	246（1日につき）				
看取り介護加算	入居者の方が重篤な状態となり「看取り」の介護が必要になった際には、「看取りに関する指針」に基づいて、施設内で終末期を過ごすことができます。	72/死亡日前31～45日				
		144/死亡日前4～30日				
		680/死亡日前日、前々日				
		1280/死亡日				
口腔衛生管理加算Ⅱ	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に対し助言、指導、相談を行う。	110（1月につき）				
経口維持加算（Ⅰ）	摂食機能障害で誤嚥性肺炎が認められる方に医師の指示で経口計画書を作成している。	400（1月につき）				
経口維持加算（Ⅱ）	経口計画書を作成し連携会議に医師等、専門職が加わった時。	100（1月につき）				
ADL維持加算（Ⅰ）	日常生活動作を数値に表し（Barthel Indexを使用）自立支援・重度化防止に向けた取り組みを評価する加算。	30（1月につき）				
ADL維持加算（Ⅱ）	ADL維持加算（Ⅰ）の利得より高い場合に算定。 注）（Ⅰ）・（Ⅱ）の併用はできません。	60（1月につき）				
若年性認知症入所者受入加算	受け入れた若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を定めている。	120（1日につき）				
排せつ支援加算	排泄に介護を要する方に多職種が協働し改善に向けた支援計画を作成し支援を行う。	100（1月につき）				
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	褥瘡の発生を予防する為に3か月に1度は評価する。リスクがあればケア計画を作成し褥瘡管理を行い、褥瘡が発生しない場合に加算。	13（1月につき）				
再入所時栄養連携加算	入院により大きく異なる栄養管理が必要となった場合管理栄養士が病院と連携をとり調整を行う。	200（1回限度）				
退所時等相談援助加算	入所者が退所し居宅へ戻られる時に相談援助を行った場合。	400～500（1回につき）				
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員の処遇改善への取り組み	施設サービス費及び算定加算の合計×14.0%				

※1 令和6年度は100単位/月、令和7年度以降は50単位/月となります。

B 介護保険給付対象外サービス（1日あたり）

※市町村から発行される介護保険負担限度額認定証と照らし合わせて下さい

段階	説明	多床室		個室	
		食費	居住費	食費	居住費
1段階	本人および世帯全員が住民税非課税であり、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	300	0	300	380
2段階	本人および世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	390	430	390	480
3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税であって合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	650	430	650	880
3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税であって120万円超の方	1,360	430	1,360	880
4段階/該当無	本人および世帯全員が住民税課税である	1,445	915	1,445	1,231

入院又、外泊日数が連続7日目から居室確保費として、一日当たり 一律915円（基準費用額）を算定します。尚、短期入所サービス（ショートステイ）提供のために居室を使用する期間は算定しません。

C 早見表（基本加算算定による1ヶ月あたりの施設利用料） A+B
 ※1ヶ月30日としての料金（あくまで概算値ですのでご了承ください）

多床室	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1段階	31,880	34,274	36,770	39,164	41,524
2段階	47,480	49,874	52,370	54,764	57,124
3段階①	55,280	57,674	60,170	62,564	64,924
3段階②	76,580	78,974	81,470	83,864	86,224
4段階	93,680	96,074	98,570	100,964	103,324
個室	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1段階	43,280	45,674	48,170	50,564	52,924
2段階	48,980	51,374	53,870	56,264	58,624
3段階①	68,780	71,174	73,670	76,064	78,424
3段階②	90,080	92,474	94,970	97,364	99,724
4段階	103,160	105,554	108,050	110,444	112,804